平成２８年（フ）第２４２号
茨城県石岡市東大橋2064番地２、前住所茨城県かすみがうら市下稲吉1622番地５　メゾンボヌールＣ－201
債務者　渡辺ソノエ
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２６８号
茨城県稲敷郡美浦村大字舟子2050番地22、前住所千葉県市川市柏井町２丁目1436番地５
債務者　藤澤　耕司
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９９号
茨城県坂東市大口新田270番地、前住所茨城県つくばみらい市絹の台２－６－３　リビングウエストⅡ102号室
債務者　山口　　久
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第２０２号
茨城県古河市西町６番５号
債務者　増田　大樹
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１号
茨城県下妻市下妻丁483番地１、前住所茨城県つくば市西高野1913番地20
債務者　松本　俊雄
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第７号
茨城県古河市横山町２丁目13番６号　ハイツ染宮103号
債務者　上野　光男
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１０号
茨城県古河市駒羽根1476番地　グランカーサＴＨⅡ－102
債務者　小野　　勝
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１２２号
富山県高岡市角三島99番地２
債務者　飴井　寿志
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第３８号
石川県羽咋市柴垣町十九字79番地１
債務者　淺野　留美
１　決定年月日時　平成29年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第１号
山梨県南アルプス市吉田671番地４
債務者　市川　早苗
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
長野市上松２丁目７番16号
債務者　鴨居　信一
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
長野市大字安茂里3893番地
債務者　山崎　好昭
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
長野市篠ノ井布施高田825番地３　グランドハイツ篠ノ井102号
債務者　浅井　　修
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
長野市若里５丁目17番６号
債務者　箱山　啓子
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
長野市川中島町御厨1021番地１　プラシードナツメＥ203
債務者　浅田明剛こと　劉　　明剛
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
長野市大字稲葉1869番地２　サープラスⅡ日詰105
債務者　原　　由美（旧姓坂口・宮澤）
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４８１号
兵庫県加古郡稲美町加古3175番地の10、従前の住所兵庫県加古川市八幡町上西条1112番地の７
債務者　ＤＭＣカーサービスこと心水（もとみ）こと　高島　　太
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部